

玖谷埋立地拡張整備事業に係る環境影響評価準備書について（答申案）

当審査会は、平成18年4月28日に市長から玖谷埋立地拡張整備事業に係る環境影響評価準備書について諮問を受け、これまで、現地調査及び3回の審査を行った。

この事業は、市民生活に伴い日々排出される不燃ごみ及び可燃ごみの焼却残渣等を、環境保全上支障なく適正に処分するため、平成2年に埋立を開始した玖谷埋立地を再拡張しようとするものであり、また、予定地は、広島市及び周辺の多くの市町が主要な水源としている太田川流域に立地することから、市民生活との関わりが極めて深い。

このため、地域の特性に応じた適切な環境保全措置が講じられ、事業の実施に伴う環境への影響が可能な限り低減されたものとなるよう、下記のとおり審査結果に基づく意見を述べる。

記

1 事業計画について

- (1) 遮水工の施工にあたっては、万一の遮水シートの破損等による浸出水の漏出を早期に検知するため、現在計画している周辺井戸の水質調査に加え、拡張部の遮水シートの直下で集められた水の電気伝導度を連続測定することなどによる、最新の技術を用いた漏水検知システムを導入することとし、その概要を評価書にわかりやすく記載すること。

また、遮水シートの直下で集められた水と地中に存する地下水を、両者とも「地下水」と表記しているが、それらの性質は異なることから、用語を使い分け、わかりやすく記載すること。

- (2) 玖谷埋立地では、これまで、浸出水が地下水に影響を与えるリスクをできるだけ低減するため、プラスチック類等の不燃物と焼却灰を区分して埋め立てる、いわゆる区画埋立が行われている。

最終処分場を適正に管理するためには、このような区画埋立が有効であることから、拡張後もこれを継続することとし、その内容を評価書に記載すること。

また、最終処分場の適正管理のため、食物残渣の混入防止措置として、これまでも排出事業者に対する指導、埋立地での搬入管理等が行われているが、十分とはいえないので、これをさらに徹底するための効果的な方策について検討すること。

2 大気環境について

主たる搬入ルートである県道177号の道路沿道において、現況調査結果、予測値と

も騒音の環境基準値よりも高い値を示していることから、廃棄物搬入車両の走行による騒音を低減するためのより具体的な対策について検討し、その内容を評価書に記載すること。

3 水環境について

(1) 地下水の流れやそれが埋立により受ける影響については、把握することが非常に困難であるため、予測結果の記載に当たっては、ボーリング調査により得られた客観的な事実と、調査結果から推測される事項とを明確に区分して記述すること。

また、推測される事項については、結論に至った理由をわかりやすく記載すること。

(2) 地下水汚染の評価において、事業実施後も玖谷埋立地内の浸出水は、すべて埋立区域の最下流部に設置した末端堰堤に向かうため、事業計画地周辺への影響は極めて小さいとしているが、準備書には浸出水が向かうとされた既存の埋立地での浸出水の挙動に関する記述が見られない。

このため、既存の埋立地を含んだ地下水汚染の影響について予測、評価を行い、その結果を評価書にわかりやすく記載すること。

(3) 地下水に係る事後調査として、地下水の水位及び水質の継続的な調査を行うこととしているが、その調査地点を評価書に明記すること。

4 生態系について

生態系に係る環境保全措置として、サンヨウアオイの移植及びギフチョウの生息場の創出を目指すこととしているが、その手法については十分に確立されていないことから、専門家の意見を聞きながら、サンヨウアオイの移植等を行うとともに、事後調査を適切に行うこと。

また、その旨を評価書に記載すること。

5 その他

(1) 本拡張整備事業により、従来計画よりもさらに土堰堤を積み上げ、長大な法面が生じることから、安全管理に十分配慮し、法面の崩壊、沈下等が生じないよう厳重に監視するとともに、必要に応じて適切な措置を講じること。

(2) 集中豪雨等に伴う埋立地及び周辺での土砂崩壊や土石流の流入などの自然災害に対し十分配慮すること。